

省令

○経済産業省令第四十九号
 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十九条第一項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十六条の七第一項（輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）及び輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十三条の四第一項の規定に基づき、輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令
 輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（理事会の議事録） 第十六条 〔略〕</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合）に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（総会の議事録） 第五十六条 〔略〕</p> <p>3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合）に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>（理事会の議事録） 第十六条 〔略〕</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（総会の議事録） 第五十六条 〔略〕</p> <p>3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第二十七号
 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第十三号の規定に基づき、告示する。

金融庁長官 水見野良三

- 一 登録番号 関東財務局長（電代）第七十二号
 電子決済等代行業者名 ENEOSファイナンス株式会社
 主たる営業所又は事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目一番二号
 登録年月日 令和二年五月二十九日
 失効年月日 令和三年三月三十一日
- 二 登録番号 関東財務局長（電代）第六十七号
 電子決済等代行業者名 JXビジネスサービス株式会社
 主たる営業所又は事務所の所在地 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地八
 登録年月日 令和二年五月二十一日
 失効年月日 令和三年四月一日

○法務省告示第九十三号
 東京都練馬区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
 令和三年五月二十一日
 法務大臣 上川 陽子

○法務省告示第九十四号
 東京都練馬区桜台二丁目五番地
 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。
 令和三年五月二十一日
 法務大臣 上川 陽子

- 一 実施法人 日本司法書士会連合会
 - 二 名 称 第二十回司法書士特別研修
 - 三 期 間 令和三年五月二十九日から同年七月四日まで
 - 四 内 容 基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。
- 文部科学省告示第八十四号
 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。
 令和三年五月二十一日
 文部科学大臣 萩生田光一

対象大会関係施設の所在地	兵庫県姫路市	本町
期間	令和三年五月二十三日	